

令和4年 第12回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和4年9月20日

議 題

- 議案第56号 在外選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第57号 在外選挙人名簿に登録する者について
- 議案第58号 投票区の設置の告示の一部改正について
- 議案第59号 検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について
- 議案第60号 裁判員候補者予定者名簿に登載する者について
- 議案第61号 選挙人名簿の登録の移替えの延期について
- 議案第62号 福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について
- 議案第63号 福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について
- 議案第64号 福岡市長選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について
- 議案第65号 福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

その他

- 期日前投票所について

次回開催日 令和4年10月25日（火）10：00～ 区長応接室

次々回開催日 令和4年11月5日（土）10：00～ 区長応接室



## 議案第56号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年9月20日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

- |   |           |           |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数   | 1人        |
|   | 内訳 国内転入者  | 1人        |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり    |
| 3 | 抹消年月日     | 令和4年9月20日 |

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第三十条の十一 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知ったとき。

## 議案第57号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和4年9月20日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

1. 登録する者の数                    2人
2. 登録する者の氏名等            別紙のとおり
3. 登録年月日                        令和4年9月20日

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

## 議案第58号

### 投票区の設置の告示の一部改正について

投票区の設置の告示（昭和47年福市中選告示第2号）の一部を次のように改正し、告示する。

令和4年9月20日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊 見

表中

高 宮	清川二丁目(春吉第二投票区に属する区域を除く。)、清川三丁目(6番から20番まで、25番から27番まで)、白金一丁目、白金二丁目、高砂一丁目(12番から16番まで)、高砂二丁目	を
一 本 木	大宮一丁目、大宮二丁目、那の川二丁目(1番から4番までを除く。)、平尾一丁目、平尾二丁目	

高 宮	清川二丁目(春吉第二投票区に属する区域を除く。)、清川三丁目(6番から20番まで、25番から27番まで)、高砂一丁目(12番から16番まで)、高砂二丁目、白金一丁目、白金二丁目、那の川二丁目(1番から4番までを除く。)	に
一 本 木	大宮一丁目、大宮二丁目、平尾一丁目、平尾二丁目	

改める。

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第17条第2項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第9条の2の規定による。

○公職選挙法

(投票区)

第十七条 投票区は、市町村の区域による。

2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。

3 前項の規定により、投票区を設けたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

○公職選挙法施行令

(投票区の廃止又は変更の告示)

第九条の二 市町村の選挙管理委員会は、法第十七条第二項の規定により設けた投票区を廃止し、又は変更したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

投票区の設置の告示（昭和47年福市中選告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月20日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾俊見

表中

高 宮	清川二丁目(春吉第二投票区に属する区域を除く。)、清川三丁目(6番から20番まで、25番から27番まで)、白金一丁目、白金二丁目、高砂一丁目(12番から16番まで)、高砂二丁目	を
一 本 木	大宮一丁目、大宮二丁目、那の川二丁目(1番から4番までを除く。)、平尾一丁目、平尾二丁目	

高 宮	清川二丁目(春吉第二投票区に属する区域を除く。)、清川三丁目(6番から20番まで、25番から27番まで)、高砂一丁目(12番から16番まで)、高砂二丁目、白金一丁目、白金二丁目、那の川二丁目(1番から4番までを除く。)	に
一 本 木	大宮一丁目、大宮二丁目、平尾一丁目、平尾二丁目	

に改める。

## 議案第59号

検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について

令和4年検察審査員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和4年9月20日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

福岡第一検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿に登録する者

1. 登載する者の数 30人
2. 登載する者の氏名等 別紙のとおり

福岡第二検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿に登載する者

1. 登載する者の数 30人
2. 登載する者の氏名等 別紙のとおり

(根拠) 検察審査会法第10条第2項の規定による。

第十条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中からそれぞれ第一群から第四群までに属すべき検察審査員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示がなされている者を除く。)をくじで選定しなければならない。

② 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載(公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録)をされている氏名、住所及び生年月日の記載(次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する検察審査員候補者予定者名簿にあつては、記録)をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

## 議案第60号

裁判員候補者予定者名簿に登載する者について

令和4年裁判員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和4年9月20日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

1. 登載する者の数           475人
2. 登載する者の氏名等   別紙のとおり

(根拠) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条第2項の規定による。

(裁判員候補者予定者名簿の調製)

第二十一条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。)をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載(公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあっては、記録)をされている氏名、住所及び生年月日の記載(次項の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者予定者名簿にあっては、記録)をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。



## 議案第61号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を次のように定める。

令和4年9月20日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

移替えを延期する期間

令和4年10月18日から令和4年11月20日まで

(根拠)

・議決 公職選挙法施行令第17条ただし書の規定による。

第十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知ったときは、その者に係る登録の移替えをしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知ったときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

一 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前六十日からその選挙の期日までの期間

二 その他の選挙にあつては、各選挙につき、その選挙を行なうべき事由が生じた日からその選挙の期日までの期間

## 議案第62号

福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和4年9月20日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

郵便等をもって発送を開始する日

令和4年11月5日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法施行令第53条第1項第1号、第59条の4第4項の規定による。

### (投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付)

第五十三条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、第五十条第五項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに(第五十条第一項又は第四項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けたときは、当該選挙の期日の公示又は告示の日の翌日(郵便等をもって発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日)以後直ちに)次に掲げる措置をとらなければならない。この場合において、その選挙人が船員であるときは当該船員の選挙人名簿登録証明書に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においてその選挙人が南極選挙人証の交付を受けた者であるときは当該選挙人の南極選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

- 一 第五十条第一項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもって発送する。

**(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)**

第五十九条の四

4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、前項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が法第四十九条第二項又は第三項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもつて発送しなければならない。

## 議案第63号

福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和4年9月20日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

交付又は郵便等をもって発送を開始する日

令和4年11月4日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定による。

### (特定国外派遣隊員の不在者投票の特例)

#### 第五十九条の五の四

7 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、当該請求に係る特定国外派遣隊員について、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、前項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、当該特定国外派遣隊員が選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(第五項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)、第五項の規定による請求をした特定国外派遣組織の長又はその代理人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもって発送しなければならない。この場合において、当該特定国外派遣隊員が船員であるときは、当該特定国外派遣隊員の選挙人名簿登録証明書に当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

## 議案第64号

福岡市長選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和4年9月20日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

郵便等をもって発送を開始する日

令和4年11月5日

(根拠)

- ・ 議決 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第3項の規定による。

### (特例郵便等投票の手続及び方法)

#### 第一条

3 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、前項第一号に掲げる者にあつては、併せて、その者について、同項(同号に係る部分に限る。))の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。))の規定により地方公共団体情報システム機構から提供を受けた機構保存本人確認情報(同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。)に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が特定患者等選挙人に該当し、かつ、法第三条第二項本文に規定するときに該当すると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等(法第一条に規定する郵便等をいう。))をもって発送しなければならない。この場合において、前項(第一号に係る部分を除く。))の規定により選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証の提示を受けたときは、当該選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の特例郵便等投票(法第三条第二項に規定する特例郵便等投票をいう。次項及び次条において同じ。))の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

## 議案第65号

福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定め、告示する。

令和4年9月20日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

福岡市中央区大名二丁目5番31号  
福岡市中央区選挙管理委員会事務局

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第49条の規定による。

### 公職選挙法

#### (不在者投票)

第四十九条 前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

福市中選告示第 号

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定めた。

令和4年10月27日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

福岡市中央区大名二丁目5番31号  
福岡市中央区選挙管理委員会事務局